

## 第2回 指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会（社会・援護局）議事録

1. 日時：平成23年9月8日（木）15:00～17:00
2. 場所：厚生労働省共用第9会議室
3. 議事
  - （1）福祉関係国家資格にかかる指定制度及び指定業務の効率的な実施について
  - （2）論点整理（案）について
  - （3）その他
4. 議事の内容

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 お疲れさまでございます。福祉基盤課の吉田と申します。議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料1から5までと参考資料を配付させていただいております。お手元に欠けている資料がございましたら、事務局の方までお申し付けいただければと思います。

○田島優子座長 それでは、定刻少し前ですけれども、皆様おそろいですので、ただいまから、「指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会」の第2回会議を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠状況等について、事務局より御報告をお願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 本日の出席状況であります。すべての構成員の方々に出席をいただいております。

また、武居構成員が、1回目は代理出席でございましたが、本日、御出席をいただいております。

○武居構成員 武居です。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 また、前回と同様、財団法人社会福祉振興・試験センターの役職員の方々にも、オブザーバーとして参加をいただいております。

以上です。

○田島優子座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、「福祉関係国家資格に係る指定制度及び指定業務の効率的な業務の実施について」及び「論点整理（案）について」議論したいと思います。議事についての資料に関する説明を事務局からお願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 それでは、資料1から3につきまして御説明をいたします。

資料1をごらんいただきたいと思います。第1回の検討会で各構成員の方々からいただきました主な御意見について、論点ごとに整理をしたものでございます。

まず1つ目の論点、「指定制度の在り方について」でございますが、各種法人に対する指定業

務のうち、プロポーザル方式が妥当なものもあるが、福祉関係国家資格については、受験資格の審査や問題作成、試験の実施等で秘密保持や危機管理等に関するノウハウが必要なことから、指定制度として実施すべきではないか。試験センターには、それらのノウハウが蓄積されており、このセンターを指定法人とすることが適当ではないかといった御意見。

それから、指定制度を存続するとしても、例えば積立金など、目の届かないおそれもあることから、情報開示や事後検証が必要ではないかという御意見がございました。

2つ目の論点「業務の確実かつ効率的な実施について」でございますが、ここでは積立金の縮減方法についてたくさんの御意見がございまして、手数料を一旦大きく引き下げた後、引き上げることは公平の問題もあり、期間の延長を検討するなどして、急激なアップダウンを緩和すべきではないか。

それから、手数料や積立金の水準の検討に当たっては、今後の受験者等の動向なども十分に勘案すべきではないか。また、試験日の直前や試験期間中に災害が起きた際などへの危機管理対応のために、例えばブロック単位の試験実施経費程度の積立金は必要ではないか、ということでございます。

2ページをごらんください。受験者の立場からは、急激な手数料のアップダウンは納得できないと思う。コストに応じた手数料ということが必要ではないか。

試験の手引や受験票の印刷や発送については、民間のノウハウもかなり発達しており、スケールメリットを生かした外注による経費削減が可能なのではないか。

受験者へのサービスは高めつつ、コストを一つずつ積み上げ、見直すことにより、全体のコストとコストのバランスをとっていくという見直しも必要ではないか、といった御意見がございました。

3つ目の論点、「受験者、登録者の利便性の向上について」でございますが、3福祉士の国家試験について、併願ができるように異なる日程で試験を実施すべきではないか。

介護福祉士の国家試験については、前泊で大変だという声もよく聞きますので、試験地の更なる拡大を検討すべきではないか。

登録事業に係る積立金を活用して、今後実施されます、たんの吸引等の変更登録、あるいは婚姻に伴う氏名の変更登録については、変更登録手数料を無料化してはどうかといった御意見もございました。

それから登録者の現況調査、就労状況調査については、社会的意義がありますので、登録事業に位置づけるべきではないか。

それから、登録手数料がネックとなって、登録控えがあるのであれば問題ではないか。

最後に、社会福祉士の合格率は非常に低く、再受験に向けた得点开示へのニーズは高いと考えられますので、現在の申請に基づくものではなく全員に実施すべきではないか、という意見がございました。

それから資料2をごらんください。各構成員の意見を踏まえまして、まず1つ目がコストの削減についてでございます。考えられるところといたしまして、点線で囲っておりますが、今

後とも、更なる効率的な事業運営のために、管理費の更なる削減、継続的な検討を行っていく必要があるのではないか。その際に、管理費及び事業費に係る経費削減については、法人において5年程度の中期計画を策定し、公表することが必要ではないか、ということでございます。

以下の資料は、第1回目の資料の再掲でございますが、簡単にざっと説明だけさせていただきますと、まず、これまでの試験制度の取り組みでございますが、法人運営全般につきましては、役員数の削減を行った、あるいは常勤理事の非常勤化を行っていった。それから2つ目の〇でございますが、常勤役員の候補に当たっては、今年度より公募を導入した。更に、昨年、理事長や常務理事の役員報酬について引き下げを行った。また、今年度からは、理事長を非常勤とし、報酬減を行った。それから、外部監査の導入によりまして透明性を図ったということでございます。

それから指定業務の中の試験業務につきましては、電算システム導入によります試験業務の効率化を図ったということです。

2ページをごらんください。国家試験の透明性の観点から、試験問題や出題基準・合格基準、こういった公表を実施してきた。

それから、センターのホームページを活用し、合格発表など24時間の情報提供を行ってきた。

それから「受験の手引」というものを配付しておりますが、今年度から完全無料化を実施しているということでございます。

登録業務につきましては、電算システムを導入しまして、登録証の発行手続、通常60日以内で実施するものを、システムの導入によりまして、30日以内で登録証を発送できるということ而努力をしていただいております。

(3)の試験地の拡大でございますが、利便性の観点から試験地数、試験会場数をこれまで拡大してきてございます。23年度、来年1月の試験におきましても、特に受験者の多い介護福祉士国家試験の筆記試験におきましては、4県増、28都道府県で実施することとしてございます。

3ページでございます。「今後の課題」といたしまして、法人運営全般につきましては、管理費の更なる引き下げを引き続き検討する。指定業務につきましては、試験事業につきましては、大きな矢印3つございますが、委託事業者の守秘義務の徹底、随意契約を原則撤廃し、総合評価落札方式を導入する。低コストの試験会場を借り上げる等によりまして事業費の削減を図る。介護福祉士筆記試験の試験地につきましては、受験者数の動向等を勘案しながら、原則、全都道府県への拡大を検討していくということでございます。

登録事業につきましては、登録者の現況調査、就労状況調査の実施に関して今後検討していく。

それから、27年度から始まります介護福祉士に係るたんの吸引等の新たな登録業務について、今後検討していくということです。

4ページにつきましては、参考で、18年度から22年度までの試験事業、登録事業の事業費、管理費の数字を掲げさせていただきます。また後ほど、御意見、御質問いただければ

と思います。

続きまして、資料3でございます。1回目の検討会で意見をいただいた中で、積立金の縮減について、もっと違う活用があるのではないかとということで、「積立金の縮減と保有が必要な範囲について」ということで、まず、余剰な積立金につきましては、早期に縮減することが妥当だと。しかしながら、天災等の不測の事態に対応したり、受験者・登録者の利便性の向上の観点からの活用が必要ではないかと考えられる。

その範囲をどのように考えるかということで、試験事業安定積立資産につきましては、天災等により試験が実施できなかった際の、ブロック単位再試験事業費ですとか、受験者数の変動によりまして、手数料を急激に変動させないような事業費補てん等に活用できるのではないかと考えられます。

また、登録事業安定積立資産につきましては、登録者の現況調査、就労状況調査の実施ですとか、東日本大震災により、登録証を喪失した方々の再交付手数料の無料化、あるいは婚姻等に伴う氏名変更に係る変更手数料の減免といったことなどが考えられるのではなか。

それから27年度以降、介護福祉士によるたんの吸引等が導入されるわけでありますが、これに伴うシステム改修費、登録証の再発行経費等についても、この積立金が活用されるべきではないかと考えられます。

2ページをごらんください。試験積立金の1つ目の事項でございます天災等の際に必要な事業経費ということで、天災等不測の事態への対応のために、ブロック単位で再試験が実施できる程度の積立金を保有すべきではないかといった御意見がございましたので掲示をさせていただいておりますが、その際、ブロックによりまして事業費は異なりますので、最大の規模でございます関東信越ブロック、この事業費程度を保有すべきということでいかがかということでございます。

3ページ以降に、各ブロックごとの過去3年間の事業経費を掲げさせていただいております。いずれも関東信越のブロックが一番高うございますので、その一番最大でございます関東信越ブロックの事業費を保有するというので、申し訳ございません、2ページへ戻っていただきまして、22年度の決算額上の積立資産は、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、トータルで28億でございます。これから、最大規模の関東信越ブロックの事業費でございますが、ここに書いております案でございます、3福祉士で6.4億円でございます。これを差し引いた残額21.6億円を今後数年をかけて縮減していくということで考えてはどうかということでございます。

これが1点でございます。

続きまして、資料7ページをごらんいただきたいと思っております。「福祉関係国家試験の重複受験について」ということでございます。現在、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士国家試験は同一日に実施してございますが、27年度より介護福祉士養成施設卒業者も国家試験が課せられることになってございますので、同一年度の重複受験が見込まれると。その際に、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験につきましては、新たな試験会場、そして、答案ですとか回

答用紙の運送等、そういった新たな事業費の上昇が見込まれますけれども、受験手数料が過度に上昇しないようにすべきではないかということが考えられます。

その下は、23年度、来年1月に行われます3福祉士の試験の日程でございます。28日と29日に実施することにしてございます。それを受けまして、大きな矢印でございますが、介護福祉士養成施設卒業者が、社会福祉士、あるいは精神保健福祉士の試験を同一年度に受験するには、試験実施日の変更が必要でございます。そうすると事業費の上昇が見込まれるということで、試験センターに試算をいただいたところ、別の日に試験を実施した場合に、社会福祉士、精神保健福祉士で約6,000万の事業費の増加が見込まれるということで推計されてございます。

その下の四角は、平成20年に「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会」を行っておりまして、そのときの報告書の一部でございますが、1つ目の○で、社会福祉士、介護福祉士の両方の資格を取得する希望者は、介護福祉士養成施設等において、社会福祉士の指定科目を履修することによりまして両方の資格取得が可能になっていると。今回、介護福祉士養成施設卒業者も国家試験の受験が課せられるわけでございまして、現在のように、社会福祉士、介護福祉士の試験を同一日に実施した場合に、同一年度に両方の資格を取得することができなくなるということから、実施日を区分することを検討する必要があるのではないかとということで報告書の中でうたわれておりますので、御紹介させていただきます。

8ページでございます。8ページは、その積立金の縮減に伴う手数料と積立金がどのように推移していくかということで、「前提」のところに書いてございますが、平成22年時点の積立金額から、先ほど2ページでお示しました関東ブロックの必要な事業費を留保いたしまして、そして一定の期間で縮減した場合、手数料と積立金がどうなるかというのを推計したものでございます。

また、23年度以降の支出見込みにつきましては、直近の22年度の決算実績で再計算しておりますので、第1回の検討会の資料で出ささせていただきました手数料積立金とは異なっております。

参考までに、14ページに、第1回資料でお出しいたしました社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の積立金がどのように推移しているか計算しましたものを再掲してございます。

3福祉士とも、積立金がなくなった後の手数料というのがぐんと上がっていくというのが第1回目の試算でございました。今回、22年度の決算を踏まえまして再計算をしましたところ、まず、8ページは介護福祉士でございますが、左側が、前回と同様、3年間で積立金を縮減した場合にどうなるかということでございます。

その前に、この試算をするに当たりまして、受験者の伸び率とか、あと、支出額を計算しているわけでありまして、受験者の伸びにつきましては、平成20年から22年の受験者の伸びをもとに、23年度以降の受験者数を推計してございます。

また、介護福祉士につきましては、27年から、介護福祉士の養成施設卒業者も国家試験を受けるために受験者数が伸びると思いますが、ここは過去3年間の養成施設卒業生の中で登録者の方々の平均を計上してございます。そういったことで計算した結果、3年間で積立金を縮減

していくとなりますと、今年度 23 年度は 1 万 650 円、これはもう決定してございますので、来年以降、9,890 円と、もう一段階下げなければいけない。そして、3 年たった段階で、また 1 万 1,860 円に戻るとというのが推計でございます。

これでは、第 1 回目のときと同じように、ぐっと上がってしまいますので、仮にこれを 5 年間で積立金を縮減した場合にどうなるかというのが右側のグラフでございます。5 年間で積立金を、災害で必要な経費 4 億 8,000 万まで削っていきますと、一旦来年は 1 万 830 円と若干上がりますが、その後、6 年後には、3 年間で縮小するよりも上げ幅が少なく、1 万 1,410 円で収支が均衡するという推計が出てございます。

これが介護福祉士でございます。

9 ページに社会福祉士がございしますが、社会福祉士も同様に、前回は 5 年間で積立金を縮減するというので計算してございましたが、5 年間で積立金を縮減していきますと、6 年後には 8,890 円ということで、22 年の 9,600 円まではいきませんけれども、4,000 円以上の増になってしまう。

それからもう一つ、点線で書いてございますグラフでございますが、これは先ほど御説明しました、27 年から、仮に社会福祉士、精神保健福祉士を違う試験日で実施した場合に、社会福祉士は約 5,000 万円の事業費の増加をするということで試算されておりますので、これを手数料に換算しますと約 1,000 円ほどのアップになるということで、点線につきましては、試験日が違う日に行った場合の手数料ということでごらんいただければと思います。

それから、5 年間ではなく 7 年間で仮に社会福祉士やった場合にはどうなるかというのが右側のグラフでございます。これも、介護福祉士と同じように、24 年度につきましては 300 円ほど手数料が上がりますが、8 年後には 8,890 円ということで推計されてございます。5 年を 7 年とした場合にどうなるかということで試算したものでございます。

10 ページは、今度は精神保健福祉士でございます。精神保健福祉士は、そもそも積立金が少のうございますので、どうしても受験手数料が縮減後急上昇するというのが避けられない状況でございますが、前回同様、3 年間で試算を縮減した場合が左側のグラフでございます。また、点線は、社会福祉士と同じように、試験日を変更した場合、違う試験日で実施した場合に、精神保健福祉士は 1,000 万円ほどの事業費の増加ということが推計されておりました。同一日でやる場合と比べ、約 1,000 円ほど、受験手数料は影響が出てくるということでございます。右側は、それをまた 5 年間で縮減した場合にどうなるかというものをあらわしたグラフでございます。

11 ページでございますが、今、御説明しました手数料を算定する上で支出額はどのように推計していくか、あるいは受験者数がどのように動いていくかというもので、先ほど御説明しましたとおり、介護福祉士につきましては、現在も増加傾向にございますので、過去 3 年間の受験者数の伸び率を用いたと。それから社会福祉士、精神保健福祉士につきましては、若干の微減傾向でございましたので、過去 3 年間の受験者の平均を用いて受験者の伸びを試算してございます。ここは参考でごらんいただければと思います。

13 ページは、第 1 回資料で掲載させていただきました、積立金を財源に手数料を下げた場合にどうなるかというものを、もう一度表と、14 ページ以降のグラフを示させていただきます。

16 ページからは、登録の積立金の関係でございます。就労登録者の現況調査と就労状況調査を実施するということにしておりますが、16 ページは、平成 20 年に介護福祉士等の就労状況調査を行っております、そのときの調査概要を掲げてございます。

平成 20 年 7 月 1 日現在の登録者数 77 万人に対して調査を行ったわけでございますが、77 万人にまず登録者の現況調査を行いますという調査票を送る際に、就労状況調査に同意をいただける方ということで、30 万 8,000 人の方からその同意の回答があったということで、就労状況調査につきましては、30 万 8,000 人の方々に調査票を送付してございます。

結果、18 万 6,000 人の方、登録者の約 4 分の 1 でございますが、回答があったということで、各 3 試験ごとの状況はその下の表のとおりでございます。

その結果、20 年度は、登録状況の調査をし、また就労状況の調査をするということで、2 回、調査票を送付しておりますので若干経費がかかっておりますが、20 年は 3 億 4,400 万という事業費がかかっているということでございます。これは今後 1 つ論点になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それから 17 ページでございます。これも登録関係でございますが、東日本大震災に伴います特例措置ということで、これは総務省の方が 23 年 8 月に調査した結果でございます、59 制度の資格試験のうち 13 制度につきましては、この東日本大震災の被災によりまして、再交付手続におきます手数料の免除を行っているというものでございます。

1 つ目の〇は、県で実施しております資格試験の関係で、岩手、宮城、福島においては 10 制度の免除を行っている。また、指定試験機関等が行います美容師等の試験につきましては、ここにありますように、3 制度について手数料の免除を行っているということを受けまして、大きな矢印の下でございますが、被災した有資格者の経済状況をかながみまして、登録証を汚損、亡失された方々につきましては、再交付手数料を免除する必要があるのではないかということで、※印で、小さい字で申し訳ありませんが、平成 23 年 3 月から 7 月末現在の実績といたしまして、現在では、申し込みのあった方々に登録済証明書というものを発行してございますが、この登録済証明書を 172 件発行しているということでございます。

その際の、こういった再交付につきましては、登録事業安定積立資産を財源とするべきではないかと 1 つ考えられるところでございます。

18 ページでございます。18 ページは、氏名の変更ですとか本籍地の変更、そういった変更登録手数料の状況についてお示ししたものでございます。平成 20 年度は若干多くなっておりますが、先ほど御説明しましたとおり、20 年は登録者の現況調査を実施していることから若干多くなっていないかと考えられまして、21、22 年度を見ていただきますと、氏名、本籍地、合計で約 1 万 3,600 件ということで、1,600 万円程度の経費がかかっているということで、御参考にしていただければと思います。

19 ページは登録事項に係ります根拠規定でございます。社会福祉士及び介護福祉士法の 34 条に、変更登録等の手数料について条文が掲げられてございます。

それから 20 ページでございます。20 ページは、27 年から発生しますたんの吸引等の導入に係る登録証再発行についてで、27 年度より介護福祉士にたんの吸引業務が発生いたしますが、既に介護福祉士として登録済みの方々が追加で研修を修了した場合の登録証の再発行、あるいは登録事務の追加・管理を行うシステム関係、また、27 年度以降に新たに介護福祉士となります方々の登録事項の追加・管理というシステム関係、こういった改修が必要になってくるということで、大きな矢印が下にございますが、たんの吸引等業務の導入に伴う登録システムの改修ですとか、既に資格をお持ちの方々、介護福祉士の方々が追加研修を修了された方々は登録証の再交付が必要になってまいりますので、これに係る経費について、登録事業安定積立資産を財源として、登録変更申請者に負担を課さないようにすべきではないかということが 1 つ考えられます。

21 ページ、22 ページは登録資産の積立金の縮減に伴う登録手数料と積立金の推移を試算したものでございます。これは 3 年間で調査を実施するというので、3 年たった後にまた積立金を積み立てていくと、社会福祉士については 4,050 円、介護福祉士については 3,320 円で推移していけば調査が実施できるということで推計をしております。

22 ページは精神保健福祉士でございます。精神保健福祉士も、4,050 円で推移していけば調査が実施できるということで推計をしております。

もう一つ、今日、参考資料ということで、1 枚だけ、プレス発表の資料をお配りさせていただいております。これは第 24 回の介護福祉士国家試験、来年 1 月に実施しますが、この受験申し込みの締切が明日、9 月 9 日（金曜日）となっております。

ただ、今回の台風 12 号で広範囲にわたる被害をもたらしておりますが、この台風 12 号の被害とこの試験の締切日が重なってしまうということもございまして、受験の機会を確保するという観点から、この 9 月 9 日の締切日を約 1 か月延ばしまして、10 月 7 日の締切に延長するというので、本日、プレス発表をいたしましたので、御参考までに配付させていただきました。

資料の説明は以上でございます。

○田島優子座長 資料の御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より御説明のありました資料 2 と 3 を中心に、各委員の御認識、お考えをそれぞれ御発言いただきたいと思っております。その他関連する事項でも結構です。いかがでしょうか。

○結城構成員 先ほど言った、これでいくと資料 3 の 16 ページの現況調査は非常に重要な調査なので、これは位置づけるということはいいと思うのですけれども、私は、3 億 4,000 万というのはちょっと高過ぎるような気がします。それで、今後、登録者がどんどん増えていくのに、全員にこの調査をやっていくのはなかなか難しいので、ほかの医療系実態調査とか介護系、いろいろ調査がありますけれども、3 億 4,000 万、この調査の費用対効果、ちょっと高過ぎるので、例えばランダムに抽出するとか、今後何か考えていかないと私はまずいかなと思っております。



まず以上です。

○田島優子座長 対象者を絞ってやれば、経費削減。

○結城構成員 それか、もうちょっと安くできる業者を探すとか、いや、わからないですけども、私の感覚では、ちょっと高いのではないかなというのが。どうでしょうか。

○試験センター常務理事 この20年の調査は全数をやりました。当時、77万件という件数だったのですけれども、私ども、13年から現況調査を始めまして、考え方としては、登録をせずの人は調査をする必要がないだろうということで、ある程度時期を絞って、抽出で調査をやってきました。

ただ、20年は就労状況調査も併せてやるという前提で、全資格登録者について、まず就労状況調査に協力してもらえるかどうか把握しようということで、77万人全員に意向を確かめました。そういったことで、二度手間の調査になったというのがこの3億5,000万の原因です。

ほとんどが郵送料です。郵送料は、勿論、発送する際と回答いただくものと。発送する際は全額私どもが負担しますけれども、返ってくるのは、返ってきた場合に料金を払うということで郵便局と契約しまして、そういう形をとりましたが、無駄はないのですけれども、1回やって、了解いただいた方に、再度、今度現況調査をお願いしたという二度手間になりましたので、その辺、全数をやったということで、2回やったということで3億5,000万。

現況調査、2億2,000万ぐらいかかったのですけれども、そのうちの6割が郵送料、それから現況調査については1億数千万かかっていますけれども、それも4割ぐらいが郵送料ということで、かなり郵送料にウエートがかかっていますので、今後実施する際は、まず全数でなければいけないかどうかという検討をして、今、委員からお話ありましたが、ある程度抽出、絞ってやった方がいいのではないかと。それから郵送についても、できるだけ1回で済むように、今後検討して、効率化を図っていければと。それで、当初の目的を達成できるようにしていきたいと思います。

○田島優子座長 是非そのようにお願いいたします。今の点でも別の点でも結構ですが、ほかに御意見はございませんでしょうか。

内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 この受験の手数料ですけれども、資料3の8ページからずっと、例えば介護福祉士ですと、3年間で積立金を縮減した場合と5年で縮減した場合とかいうふうにして載せていただいていますけれども、例えば介護福祉士の場合でしたら、5年間かけて減らしていただきながら、余り手数料がアップダウンしない方がいいのではないかなあと。ほかの社会福祉士等の場合もそうですけれども。いきなりまた上がってしまうというのはちょっとどうかと思しますので、縮減の年数は別に急にやる必要はないかなあとと思いますが。

それと、さっきの現況調査というか、実際に何十万人も資格者がいるのに、実際どこにいるのかよくわからなかったりということもあるので、是非とも調査はしていただきたいのですけれども、確かに全数するのがいいのかどうかというのはわからないのですけれども、調査は続けていただきたいなあというのがあります。

私も、あのとき覚えているのですが、一度、いいですかというお手紙が来て、それからだったので、そういう二度の手間をかけずに済むような方法があるのでしたらそうしていただいて、余り調査費というか、郵送費にお金がかからないようにして調査をしていただいたらいいのではないかと思います。

○田島優子座長 ありがとうございます。ただいま、受験手数料の方の御意見につきましては、積立金の縮減期間をもう少し延ばした方がいいという御意見でしたが、その期間については具体的に、例えば介護福祉士試験の場合は3年でなく5年の方がいいとか、あるいは5年でなく、もっと延ばした方がいいとか、何か具体的に御意見ございますでしょうか。

○内田構成員 いや、特には、この8ページにお示しいただいているのを見る限りは、3年よりは5年の方が緩やかな感じがしていいのではないかなあとと思いますけれども。

○田島優子座長 5年間で積立金を縮減する形をとれば、このような受験手数料の増減といたしますか、この辺まで問題はなかろうということになりますでしょうか。

○内田構成員 そうですね。例えば1,000円ぐらいだったら余り気にならないかもしれませんが、それ以上アップダウンすると、どうでしょうね。

○田島優子座長 ありがとうございます。この受験手数料の点で、ほかに御意見お持ちの構成員、いらっしゃいませんか。

田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 23年か、今度行う試験については、もう金額は決まっているのですかね。ですから、それが非常にややこしいことになっていて、ここでドンと落としてしまいましたから、どうしてもアップダウンは避けられないというのは1つあるだろうと思います。そうすると、前回の御意見を聞いていても、それからそれ以前の別の、これの前身といいたいでしょうか、公益法人等整理合理化委員会ですか、等の議論をお読みしても、何が公平なのか、何が公正なのかというところをどこかで落とさなければいけないという話なのではないかと思います。

そうすると、今、内田委員のおっしゃったように、短い期間で、介護福祉士については特に短い期間で、当初考えられていたような3年間という期限切りますとやはり大変なアップダウンになって、受験する方が何となく気持ちがおさまらないというか、胸に落ちない部分というのはあるだろうと。大した額の差ではないと言えるかもしれませんが、今年、23年よりも更に落として、それで上げるというのはどうも受験者にとって、生まれた年や受験する年はなかなか選べないわけですから、落ちて選んでいる方がいらっしゃるかもしれませんが、基本的には選べないとなると、皆さんが納得いただけるという点では、そのアップダウンがなるべくない、しかし、過大な積立金という御指摘もあるのであれば、減らしていくというその折り合いをどの辺でつけるかというところを、最後は着地するしかないのかなと私は思っております。

ただ、受験者の皆さんが余り不利、有利というか、有利というのではないでしょうけれども、公平感が持てないような案は余り決めるべきではないと。皆さんがギリギリ御納得いただけるような、受験という、サービスを買うというのでしょうか、資格取得というチャンスを買うと

いう立場から見ても、まあしょうがないよねというような数字のところを考えるしかないのかなと思っています。結論はまだ申し上げませんが、そんなことを考えております。

以上です。

○田島優子座長 ありがとうございます。ほかに、この受験手数料の問題について御意見はございませんでしょうか。

長構成員、どうぞ。

○長構成員 私も、基本的には一緒でして、ただ、平成 23 年度の受験手数料が決まっていますので、そこからの上下を考えると、やはり 3 年間よりは 5 年間の方が公平感は大いだと思います。それから大きく上がるようなとか、一度下げってしまうということはやはりちょっと納得はいきづらいと思います。そういう点では、5 年間の方がいいのかもしれませんが、23 年度下げたので、それと同程度にするということは不可能なようですから、5 年間ぐらいでというのが、そういう点では妥当なのかなとは思っています。

○田島優子座長 社会福祉士試験の受験手数料につきましては、今のところ、5 年間で積立金を縮減するということが予定をされておりますので、今回、事務局の方で、7 年間で縮減した場合にどうなるかということも試算して数字を出していただいているのですけれども、この手数料につきましては御意見いかがでしょうか。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 全体的に、3 資格、長い方が本当はいいような気が私にはします。社会福祉士が多分お金が、ちょっと表現がまずいですけれども、一番あるかもしれないですけれども、7 年でなくたって 10 年だっていいし、それはあれですけれども、まず、3 資格、やはり一番長くするのと、あともう一つ、大したお金でないですけれども、18 ページ、これは、例えば 1 年間、結婚した人が名前変わったら、1,600 万円かかっているということですね。例えばこれも、比較的 20 代、30 代の方が 3 福祉士とっている人が多いので、恐らく結婚すると思うので、例えばこの人たちの手数料を当面 10 年なり何年なりをただにするといったら、多分、ちょっと返ってくるかなというか、ちょっとあれですけれども、受験した場合は受験した人しか返ってこないですけれども、1,200 円は大したことではないでしょうけれども、そういうこともちょっと考えて。

あと、たんの吸引も、これも恐らく 27 年度からお金がもしかかるのだったら、20 ページですが、これはただにした方が、これもまた 1,200 円とか 2,000 円とかかかるあれなので、これも含めて、当面こういう登録料はただにしますよと言え、過去 10 年前に受けた人も、そうかなと思うと、そういう意見です。

以上です。

○田島優子座長 事務局、どうぞ。

○定塚福祉基盤課長 御意見いろいろありがとうございます。受験手数料の方は受験に関すること、それから登録手数料は登録に関することということで独立して会計しております、そういう意味で、委員おっしゃられた、婚姻等の変更登録手数料とか、あるいはたんの登録の

部分の手数料、これも登録手数料の方の勘定に反映するものでございます。受験手数料の方も将来的に、先ほど御説明しましたが、試験日を介護福祉士と社会福祉士と精神福祉士と別の日にするという事になると、その分、同じ日に実施するより経費が高まるものですから、その分で手数料がかかるということをお示ししたものがこのグラフの点線部分でございますので、そういったものも勘案していく必要があるのかなと思っております。

○田島優子座長 受験手数料につきましてはなるべくアップダウンが激しくならないように、受験生の年度間の公平を保つという意味では年数をかけてならしていった方がいいという御意見だと思いますが、他方で、積立金をいつまでも残したままにしておくのはいかがなものかと、なるべく余分な積立金は早く減らすべきではないかという、もともとのお考えもそういうところにあったと思いますけれども、そちらのバランスの関係で、少なくとも何年以内に積立金の縮減を終えるべきといったようなそちらの方向の御意見は特にございませんでしょうか。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 この会議で皆さんで一致すれば、ならしていくということで私はいいと思います。

○田島優子座長 事務局、どうぞ。

○定塚福祉基盤課長 私どもとしては、やはり積立金を縮減していくと、早期に縮減していくという方針を守らなくてはいけないと思っておりますので、それを前提に置いた上で、委員の皆様御意見や、受験生相互間の平等ということをお案して、先ほど田島先生からも出ましたが、ギリギリのところ納得が得られるようなラインということを考えていきたいと思っております。

○田島優子座長 柳澤構成員、どうぞ。

○柳澤構成員 7ページの重複受験についてですけれども、重複で受験できるようにするために、恐らく会場の手配等がかかってくるのかなと思ったのですけれども、もともと委託費であったり、かかる費用の削減ということで、これから工夫を更になさるということでしたら、できる限り、この重複受験の金額というところが受験者の方々に負担がかからないような料金設計にしていただければいいなあと思っておりました。

○田島優子座長 それにつきまして、何か、こういうふうにしたら余り負担が増えないやり方があり得るというような御提案はございますでしょうか。

○柳澤構成員 前も申し上げましたけれども、これから競争入札をなさるということで、恐らく幾つかの委託会社さんとお話をされると思いますが、例えば以前お伺いしました、試験を監督していただくに当たりましての委託料というのはわりと、後から計算してみて、一般的に金額的には高いかなあと思っております、ほかにも皆、そこを競争入札することによって、金額を下げたりだとか、あと運送費、会場費だとか設営費だとか、設営費も結構高かったようですけれども、そういうところを競争入札だとか業務一つひとつを見直しをしていただきまして、削減できるようなところがないかどうか工夫をなさるといいのではないかと思います。

○田島優子座長 ありがとうございます。

試験センターの方では、具体的に何か、日程を変更することについて、その可能性もあるわけですが、どうしても、どういう形でやれば余り費用が増えないことができるかということは御検討されておりますでしょうか。

○試験センター常務理事 はい。この方針が出されたのはもう大分前なものですから、一応私も内部で検討しまして、幾つか、例えば3つの試験ですから、金・土・日で同じ期間に続けてやる案と、それから社会福祉士と介護福祉士の試験日を切り離して、1週ずらすとか、そのほかに別な日で設定するとか、いろんなパターンを考えました。いずれにしても、会場数が増えれば経費は増えます。それから、私ども、今一番苦労しているのは会場を確保することです。全国で22万の方から申し込みがありますから、その方々を受け入れる会場を探すというのが大変なので、まず入札という形で持っていきたいと思うのですが、大学とかそういう公的機関を優先的に利用するにしても、なかなか会場の確保が難しいということで、一番いい形という方針が決まってないので、答えは出してないのですが、検討はしております。

○田島優子座長 ありがとうございます。関連することでも別のことで結構ですが、何か御意見ございましたら是非お願いいたします。

武居構成員は、何か御意見。

○武居構成員 ちょっと疑問な点が1つあって、先ほどの積立金の縮減ですが、非常に斜めにきれいに減っていますね。こういう減らし方をしなければいけないのですか。というのは、こっちを前提にしてやるので、受験料の方の金額がこういう形になるのではないかと思うのですね。例えばの話ですが、受験料はなるべく同じな方がいいのか、それとも急に上がった方がいいかと考えれば、通常からいけば、少しずつ上がっていくような。

例えば9ページの社会福祉士の試験、7年で積立を縮減するという場合に、平成29年は5,860円なのだけでも、次の年はというと8,890円。この値上がり、急に上がる上がり方がこの上がり方でいいのかなのかというようなことを考えていく必要があるのではないかと。通常、値上がりというのは少しずつ上がっていった方がリーズナブルな感じがすると思いますけれども。

○田島優子座長 そうしますと、受験手数料が急激にある年に上がらないように、この積立金の減らし方を工夫してはどうかということになりますでしょうか。

○武居構成員 それとの関係もあると思いますし、一度に上がらないならば、例えば24年から少しずつ上げていくという方法もあるかもしれません。

○田島優子座長 手数料額について、毎年変えることには実務上なっていないのかもしれませんが、それは対応は可能なのでしょうか。

○定塚福祉基盤課長 そうですね。この試算、斜めに減っておりますのは、あくまでも試算として斜めに減らす場合どうなるかということで試算をしたものでございますので、武居委員おっしゃるように、手数料の方を例えば段階的に階段状に上げるとか、毎年ちょっとずつ上げていくということは、制度上可能でございます。あとは、今、座長もちょっと言われたように、毎年毎年ちょっとずつ変えるというのがいいのか、あるいは、ある程度2～3年は同じで、そ

れから階段状に上げるということがいいのかといったようなことはあるかもしれませんが、実際には可能でございます。

○田島優子座長 田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 このお示しいただいた8ページからのグラフは、あくまで今までの平均がこういう条件のもとでこうなるということで、例えば経営努力といいたまいますか、経費を下げていくということが全部入っているわけではないですね。ですから、ここは恐らく金額を決める場ではないと思うので、考え方をそれなりにまとめていけばいいのだらうと思います。

私は、難しいなと思うのですけれども、少なくとも乱高下というのか、アップダウンが激しいのはよくないよねというのは前回何となく一致していると思うので、あとは、制度変更に伴って上がる分はともかくとしても、とりわけ社会福祉士と精神保健福祉士の26年度からの、あるいは28年度からのドンと上がる部分をもう少し何か、そのときになってみて、例えば経費が大変削減できたから、こんなには上がらないよということは当然期待をしているわけでありませぬけれども、そういうまとめ方にはならないのかなあと。ここは金額を決める場ではないですね。ここで決められるわけがないわけですから。ただ、考え方は、武居委員のおっしゃったような、突然、2倍とは言いませんが、1.7倍ぐらいというのはすごいねという感じは受けてしまうのかなあというような気が。

ただ、例えばこれ、経営努力等をするともうちょっと、ここまではいかないのかなあという思いは、感じはしているのですが、いかがでございましょうか。この数字というのは。将来のことはわからないですけれどもね。

○田島優子座長 事務局、お願いします。

○定塚福祉基盤課長 御指摘のように、今すべてのコストダウン要因が入っているわけではなく、また、コスト増要因、例えば試験日の変更とか、それから特に介護の場合は、今後の受験者数の見込みをすべて織り込んでいるわけではないので、ここでは方向性、考え方ということを議論いただいて御結論をいただければと思っています。

それからコストダウンの点についても申し上げますと、この介護福祉士試験のところを例えば見ていただきますと、左側の3年間の場合に、23年のところが1万650円、24年度、9,890円となっております。この分は、昨年、事業仕分け等もあったということで、試験センターの方でかなり経営努力もいたしましてコストダウンした分ということで、1年前に試算したときには1万650円のはずだったのですけれども、そのコストダウン分ということで9,890円まで引き下がっているという状況でございます。

社会福祉士についても同様に、5年間という部分を見てみますと、5,580円と想定していたものを4,350円までコストダウンということで引き下げているというのがまず第一弾のコストダウンということではございますし、また今後ともセンターの方には努力をお願いしていきたいと思っております。

○田島優子座長 受験手数料の件はこんなところでよろしいでしょうか。

先ほど、結城構成員の方から登録手数料についての御意見をいただきまして、結婚による氏

の変更の手数料、それからたんの吸引といったような制度の変更による登録証再交付等については無償にしてはどうかと御提言いただいたのですけれども、この件につきまして、ほかの構成員の方々、何か御意見お持ちでいらっしゃいますでしょうか。

皆様、同様のお考えでしょうか。

○田島誠一構成員 資料3の21ページのグラフですが、これは今のような手数料の減免といえますでしょうか、そういうものは入ってないのですね。

○田島優子座長 事務局の方でお願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 この手数料の積算では、「前提」のところにありますように、登録者の現況調査と就労状況調査のみを掲載したものでございます。

○田島誠一構成員 これは勘定別になっているわけですから、氏の変更等を無料化していくと積立金はもっと下がってってしまうということですね。それは試算はまだできてないですね。

○定塚福祉基盤課長 そうですね。あとは、現況調査等の調査についても調査額をどうするか、冒頭、結城委員から御意見がありましたように、これまでの経費ということでとりあえず試算しておりますので、もうちょっとコストダウンをすることは可能だと思います。

○田島誠一構成員 この「前提」の留保、縮減というのは、抽出でやる、悉皆調査ではないと理解してよろしいですか。

○定塚福祉基盤課長 この前提としては、先ほどの、3億の経費で試算をしておりますので、抽出にすればもう少しコストダウンが図れると思います。

○田島誠一構成員 これは先ほどセンターの常務さんがおっしゃった、1回で済ませようということだと、これよりももっと下がると。

○定塚福祉基盤課長 はい。もう少し削減できると思います。

○田島誠一構成員 そういう幅の中で手数料の減免が打ち出せる可能性はあると考えてよろしいのでしょうか。

○定塚福祉基盤課長 はい。

○田島誠一構成員 ありがとうございます。

○田島優子座長 結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 済みません。私は余り会計が得意ではないのですけれども、例えば22年度財務諸表の3ページ、教えてもらいたいのですけれども、これでいくと、この3ページは、22年度貸借対照表の試験登録勘定の試験事業安定化積立金等、登録のこの勘定が違うという、そういう理解でよろしいですか。

○試験センター常務理事 次の4ページ以降に勘定ごとに分けていまして、前回お配りした資料の21ページをお開きいただくと、今、委員が言われました試験登録勘定というのが真ん中辺にありますけれども、これも6つの勘定に分けています。事業会計ごとにそれぞれ分けています。6つのうちの右の方に登録事業会計というのを社会、介護、精神保健福祉士に分けて、それぞれ独立させております。

○結城構成員 そうすると、法律上、これは流用は絶対できないということですね。試験と登

録は、そういう理解でよろしいですか。

○試験センター常務理事 法律上というか、私どもの取り扱いとして会計を別にするというようにしています。

○結城構成員 これは決まりを変えれば流用はできるのですか。そういうことは絶対できないのですか。その辺ちょっと、会計が得意でないのかわからないのですが。

○定塚福祉基盤課長 試験事務と登録事務それぞれについて指定法人としてお願いをしているわけで、この会計については厳密に別会計で、当然のことながら、3福祉士それぞれ別に行っていただくというのが大原則でございます。

○結城構成員 絶対できないというのであればいいのですけれども、3福祉士をごちゃ混ぜにするのは絶対ルール違反だと思うのですね。ただ、一般民衆の感覚からすると、受験して介護福祉士受かったときに払った受験料が、登録した後、自分に還元するならば、それは一般的には悪くない。例えば介護福祉士のお金が社会福祉士の方にいってしまうのは絶対許されないと思うのですけれども、要はだから、受けた人間が、登録して、その後、結婚届けがただになるというのだったら、会計上絶対だめだということのだったらいいのですけれども、社会通念上、それは同じ便益を受けているから、そのように世間は考えないのかなとちょっとと思いますが、いかがですかね。

○田島優子座長 受験手数料と登録手数料を混ぜてしまうということですね。

○結城構成員 それは絶対できないですか。法律上。

○田島優子座長 不合格になった方が払った受験手数料というのがありますね。ですから、必ずイコールでもないかなと思いますが。

○定塚福祉基盤課長 法律上、試験をする指定法人と登録をする指定法人というのが別の条文になっていまして、概念上はやはり別のものだという整理であるということと、あと、これはもう一度よく確認したいと思うのですが、国家試験の指定法人となっているところでは、恐らくすべて同じように、試験と登録は全く別管理ということで管理されているのだと思います。

○田島優子座長 では、その点、事務局の方で御確認いただくということですね。

○結城構成員 できないならできないではっきりした方が私はいいと思います。いや、普通の世間の人、同じ試験センターでやっているのに、僕みたく単純に思う人は多分いるので、それはきちっとできないと議事録に残しておかないと。できないならできないとはっきり、法律上できませんと。例えばそちらに試験をお願いするけれども、登録は違うところをお願いするパターンもあり得るということですね。だから、会計上ちゃんと分けているということですね。

○定塚福祉基盤課長 法律上できないはずだと思っています。

○田島優子座長 田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 そもそもコストを受益者に、受験者なり登録している方に負担していただくという原則ですね。ですから、それを押さえておかないとやはりごちゃごちゃになってしまうので、試験は試験のコストをどう負担していただくか。だから、そういう意味では、また話戻りますが、こんなに一遍に下げてまた上げるというのは、本当にその年度でコストを受験



者の方に負担していただくという原則からかえって外れたのではないかなという思いもしますが、これはもう既に決まっていることですから、この後の階段を少しなめらかにするというか、階段はなめらかにならないですけれども、上がり幅をもう少し工夫していただければ大変ありがたいなと思います。

○田島優子座長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

これまでのテーマについて特に御意見ございませんでしたら、続きまして、資料4、論点整理(案)の説明を事務局からお願いして、ちょっと議事を進めさせていただきたいと思います。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 それでは、資料4、「論点整理(案)」ということで御説明させていただきます。読み上げながら説明させていただきます。

### 論点整理(案)

○本論点整理(案)は、「福祉関係国家資格に係る指定制度等に関する論点(案)」に、第1回の各構成員の皆様の御議論を反映し、事務局にて作成したものである。

○指定制度の在り方について

(1) 制度創設時の趣旨

(2) 指定制度等の在り方

○指定制度の是非については、まず、指定制度を廃止する場合、国や独立行政法人において業務を実施することが考えられる。しかし、試験センターは約60名程度の人員で試験業務を実施しており、厳しい定員抑制の中で新たな人員を確保できるか。また、現在の試験事業費は約20億円前後で推移しているが、厳しい予算組み替えが求められている中で、新たな予算の確保が可能か。これらの問題があり、指定制度によることはやむを得ないのではないか。

○また、プロポーザル方式など、1年又は数年で競争入札することについても考えられる。しかし、

① 試験業務の中には、問題作成業務が含まれており、一貫した出題方針の下で、試験問題の質を確保する必要がある。このためには、問題作成に関するノウハウを蓄積するため、ひとつの組織が継続的に問題作成に当たることが妥当であること

② 試験実施に当たり、試験問題の漏洩を防止し、例年3福祉士合計約20万人の受験者に係る受験資格の審査や不正行為への対処なども含め、滞りなく実施していくためには、特定の組織が一元的に事務を行うことが適切であること

③ 落札法人間におけるノウハウ等の譲渡承継が円滑に行われるか等の課題があること等から、単一の法人とすることが適切ではないか。

○試験センターを指定法人としていることの適否については、試験センターが指定されてから約20年が経過し、受験資格の審査から問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理等に関する必要なノウハウが蓄積されていると考えられ、試験センターを指定法人とし、引き続き、良質な試験問題の作成や安定的な事業運営の実施に万全を期していくべきではないか。

○ただし、試験業務・登録業務いずれも独占的な業務であり、競争環境に置かれておらず、効

率的な事業運営ができないおそれも否定できないことから、

- ・試験センターに対しては、ホームページ等への受験者や登録者にわかりやすい案内や、手数料の算定根拠となる事業費等の情報に関する徹底した情報開示を求めるとともに、
- ・厚生労働省は、試験センターにおける事業運営について、不断の検証を行うべきではないか。

○指定業務の確実かつ効率的な実施について

(1) 指定法人の効率化

(法人運営全般について)

○試験センターにおいては、これまで、役員数の削減、常勤理事の非常勤化、役員報酬の引き下げ等の人件費の削減や、役員候補者選考にあたって、公募制を導入等の改革を進めてきた。

今後とも、更なる効率的な事業運営に資するため、管理費の更なる削減等について、継続的な検討を行っていく必要があるのではないかと。

その際、経費削減について、法人において中期計画を策定・公表し、来年度からでも着手することが望ましいのではないかと。

(2) 指定業務の効率的な実施

○試験事業の主な事業費としては、例えば、試験会場の借上経費が挙げられるが、その際、受験者数の動向等を踏まえ、試験会場の安定的な確保を前提としつつ、低コストの試験会場の選定を検討するべきではないかと。

○また、近年、受験者数の増大に伴う会場数の増加等により、試験センター職員による全面実施が困難となり、事業委託の比率が大きくなっている状況にある。

そのため、試験センターにおいては、委託業者の選定に当たり、現行の随意契約を改め、一般競争入札総合評価落札方式を導入するとともに、試験の公正かつ適正な実施の観点から守秘義務の遵守はもとより、事業実施の事後検証を行うべきである。

○登録事業の主な事業費としては、例えば、登録情報の管理に係る電算処理費、登録申請手続に係る書類作成や発送経費が挙げられるが、試験事業と同様、その経費は登録者の登録手数料により賄われているものであることから、経費の節減に向けた不断の取組が必要ではないかと。

(3) 手数料設定の考え方

○受験手数料・登録手数料については、平成23年度からの3年間、大幅に引き下げ、その後、元に戻すよう引き上げることとしている。これは、試験センターの保有する災害時等の試験の円滑な運用のため、受験手数料より積み立ててきた「試験事業安定積立資産」等の積立金のうち、「試験事業安定積立資産」は原則3年間で全額解消、また「登録事業安定積立資産」については、登録者の調査経費等の一定額を留保し、半減させることによるものである。

○この点について、手数料の引き下げを歓迎する意見がある一方、試験に係る積立金を、全て解消することは妥当でなく、試験直前や期間中における災害や試験問題の漏洩等試験の公正が確保されないことにより再試験を実施せざるを得なくなった場合等への対応のため、例えばブロック単位の試験実施費程度を目安にするなど、一定の資金を保有することは、危機管理として必要ではないかと。

○また、余剰な積立金の取崩しに際しては、数年間に平準化して、できるだけ多くの受験者が恩恵をこうむれるような運用を考えるべきではないか。

○これらを考慮し、積立金の縮減の方向を維持しつつ、不測の事態への対応や、公平性の向上を図るべきではないか。

※なお、介護福祉士国家試験については、新カリキュラム導入や、実務経験ルートに実務者研修が課されることに伴い、実技試験の受験対象者が平成 27 年度より大幅に減少することになり、これによる事業費の減少も見込まれる。

○受験者、登録者への利便性の向上について

#### (1) 試験地の拡大

○今後は、特に、受験者の多い介護福祉士国家試験（筆記試験）について、前泊受験者を減らすため、可能な限り速やかに、例えば、全都道府県で受験可能とするなど、試験地を拡大すべきではないか。

#### (2) 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験との重複受験について

○現在、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験と介護福祉士国家試験は同一日に実施しているが、平成 27 年度より介護福祉士養成施設卒業者に国家試験が課されることとなり、「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について」にて指摘しているとおり、同一年度に重複受験ができるように、実施日を区分することを検討するべきではないか。

○その際、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験については、新たに試験会場の確保等により事業費の上昇が見込まれ、受験手数料が過度に上昇しないように、試験事業安定積立資産の活用も考えられるのではないか。

#### (3) 登録者現況調査、就労状況調査等の実施

○なお、「登録事業安定積立資産」の一部については、元来、登録者現況調査及び就労状況調査に充てることとされていたが、これらの調査の実施については、福祉介護人材の動向を把握し、登録者の処遇改善へとつながり、政策的必要性も認められることから、登録事業と明確に位置づけ、3 年間に 1 度確実に実施するとともに、平成 20 年度実施の際に悉皆調査を実施したことにより多額の費用を用いたことに鑑み、例えば就労状況調査をサンプル調査にすることで、傾向をつかむといった経費負担に見合う実施方法等を再考した上で、実施を検討していくべきではないか。

#### (4) 変更登録手数料、登録証再交付手数料の免除等

○今般の東日本大震災により、登録証を汚損、亡失した場合における登録証の再交付について、再交付手数料を免除・返還する必要があるのではないか。

○また、平成 23 年 6 月に成立した改正「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護福祉士の業務として、たんの吸引等が導入されることとなったが、既に介護福祉士である者については、一定の研修を受講し、指定登録機関へ登録することとしている。

○この登録事項の変更及び登録証の再交付については、制度改正に基づく登録変更手続きであり、登録者自身の要因によるものではないことから、登録者に手数料負担を課さず、登録事業

安定積立資産の活用を検討すべきではないか。

○なお、登録者の利便性として、例えば婚姻等に伴う氏名の変更登録について、登録事業安定積立資産を財源に、当面、変更登録手数料を減免してはどうかという意見があった。

(5) その他

○現行の得点開示については、希望者の申請に基づき実施しているが、試験の再受験に向けた得点開示へのニーズは高いと考えられることから実施すべきではないか。

○また、3福祉士の資格については、申請者の就職や処遇に大きな影響を与えるものであり、その登録証についても、できるだけ早期に登録申請者の手元に届けることが望ましい。したがって、試験センターにおいては、引き続き登録者の利便性に配慮し、更なる迅速化に向けた取組を進めていくべきではないか。

以上でございます。

○田島優子座長 ありがとうございます。

それでは、資料4の論点整理(案)につきまして各委員の御認識を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

この整理のとおりでよろしいでしょうか。

○田島誠一構成員 3ページの手数料のところでございますが、初めの○のところ、これは考え方ということですが、3年間、最初の御提案といいましょうか、最初の案が、「3年間、大幅に引き下げ、その後、元に戻すよう引き上げることとしている」というのは、金額がもとに戻るような誤解があるので、その辺の考え方、整理していただくとありがたいなと思います。

それから3つ目の○のところ、先ほど武居委員からお話が出た、取崩しを平準化なのか、取崩しを平準化というのは一定額ずつ大体落としていくという意味でしょうから、そうではなくて、今日は決まらなくても結構ですけれども、利用者といいましょうか、受験者の負担が余り過度なばらつきがないような視点で、平準化ではないですね、何と申すのでしょうかね、ソフトランディングと申すのでしょうか、そのようなことなのかということをお話ししていただいた方がよろしいと私は思います。

以上です。

○田島優子座長 ありがとうございます。ただいま田島構成員から御指摘のありました事項につきまして、ほかの構成員の方々の御意見はいかがでしょう。

事務局、どうぞ。

○定塚福祉基盤課長 御指摘いただいた部分について、あるいは、今日、この論点整理に入る前にいただいた御意見を踏まえて文言を修正した方がいい部分は、また私どもの方で整理をしてお出しさせていただきたいと思います。

そのほか、この言い方ではおかしいではないかとか、あるいはこういった項目を盛り込んだ方がいいのではないかと、そういった点についてはいろいろまた御意見いただければと思

ます。

○田島優子座長 今の事務局の御説明に沿って、御意見がある方は是非御発言いただきたいと思います。

○結城構成員 基本的にはこれでいいのですけれども、今後の進め方は、これがきちっと、今回の報告書の案に出てきて、事前に見て、できれば次で了承して終わりと、そういうスケジュールでよろしいのでしょうか。

○定塚福祉基盤課長 できればそのような方向でと考えております。今日、論点整理という形で御提示しておりますので、今日御意見を言っていただくということと、あと、またお戻りになって、今日言いそびれたということがあれば、1週間ぐらいで御意見をいただいて、今日の会議での御議論をもとに、私どもの方で報告書(案)というのを作成して、次回の会議の前に、もう一度委員の方にお送りをするという形にしたいと考えております。

○田島優子座長 そういう形でよろしいですか。

○結城構成員 わかりました。

○田島誠一構成員 もう一つ質問。4ページの現況調査のところでございますが、事實は、ここに書いてあるとおり、悉皆調査をおやりになったわけですが、この悉皆調査が、恐らく潜在介護福祉士がこんなにいるよという発表につながった調査ではなかったかと思うのですが、そんなことまで書く必要はないのかもしれないけれども、せっかく全数調査をやって、こういうことがあったということは書いていただいた方が、やみくもにやったのでお金がかかってしまったよというのでは、言葉使いが悪くて済みません、何なのだという事になってしまいますので、その辺は書かれた方がよろしいのかなと思いますので、案で示していただければと思います。

○田島優子座長 ありがとうございます。

長構成員、どうぞ。

○長構成員 2ページの終わりから3ページの初めにかけてですけれども、基本的には、委託業者の選定に当たって入札方式を取り入れるという趣旨は非常に大賛成ですけれども、場合によっては、こういう資格試験ですので、一般競争入札に向かないものもあるとは思うのですね。当然、問題の守秘義務とか等もありますので。そういったところもきちんと選定しつつ、入札できるものは入札すると。あえてできないものはする必要もないと思うのですけれども、そこもはっきりさせていただきたいと思います。

○田島優子座長 総合評価落札方式という形をとれば、今のような懸念は余りなくなるものでしょうか。それはどういう観点から一般競争入札で落札者を決められるかということなのですが。

試験センター、お願いします。

○試験センター常務理事 お答えします。原則、随契は廃止するということを前回御報告させていただきましたけれども、今、長委員が言われたように、実は試験問題を運送するとかそういったのは、信用性とか、経験とか、そういう部分がありますので、そういうのを加味した入

札にならなければなりませんので、価格だけで決めるということが非常に不安ですので、その辺をこういうやり方でやると解消できるというものです。ですから、簡単な印刷とか何かであれば一般競争入札でも可能ですけれども、試験問題とか、こういう試験にかかわるもので重要なものについてはこのやり方が適しているという判断をしております。

○田島優子座長 柳澤構成員、どうぞ。

○柳澤構成員 2ページ目の最後の○の最後の行のところですがけれども、「事業実施の事後検証を行うべきである」とともに、やはりとても大切な秘密というか、秘密性の高いと言うか、機密性の高い業務ですので、当然、業務の準備だとか、委託会社の監査機能、業務であったり、会計監査であったり、そういうところをきちんと機能させていくというところを入れられたらよろしいかなあと思いました。多分なさっているとは思いますがけれども。

○田島優子座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

内田構成員、お願いします。

○内田構成員 2ページのところで、上の方の2つ目の○ですね。「ホームページ等への受験者や登録者にわかりやすい案内」とお書きいただいている、是非ともこの辺りは、例えば介護福祉士の資格を持っていて、登録をしているのだけれども、試験センターを全然知らないとか、もう忘れてしまったと、全然関係なくなってしまうみたいに思っているような人たちも数が多いのです。ですから、本当にホームページなんかも充実していただいて、自分たちが登録しているのはここだというのがわかっていただきたらすごくいいのではないかなと思ったものから、こちら辺、本当にわかりやすいホームページとか御案内とかをつくっていただけるといいなと思っておりましたので。

○田島優子座長 ありがとうございます。

○武居構成員 質問と併せてですが、3ページの(3)「手数料設定の考え方」の2番目の○ですが、アンダーラインのところ、「災害や」という。災害でしたら、その下の「例えばブロック単位の試験実施」というのはわかるのですけれども、試験問題の漏洩等試験の公正が確保されないときは、通常、全員を再試験するのですか。

○試験センター常務理事 そういう経験がないものですからわかりませんが、例えば一つの出題の問題が不適合とか、適切でなかったという場合は、それを採点にカウントしないということはありませんけれども、秘密が漏洩したということが今まで経験ないものですから。注意はいつも万全を期しています。

○武居構成員 ということは、ここのアンダーラインの2行目の、ブロック単位の試験実施費程度を目安にするのはやはり災害を意識しての話ということになりますか。

○試験センター常務理事 はい。

○武居構成員 わかりました。

○田島優子座長 武居構成員、今の部分ですがけれども、そうしますと、この文章が適切でないというお考え。

○武居構成員 という感じがしますね。

○田島誠一構成員 つながらないでしょう、考え方が。

○田島優子座長 ではここは少し検討を要するというので考えたいと思います。

長構成員、お願いします。

○長構成員 3ページが一番最後ですけれども、試験地の拡大というのは非常にいいことですが、全都道府県で受験可能とするということは、前提から大分狂いますね。もう根底から違ってくるのではないかと思うのですけれども、それは今後どのように考えるかですが。できるところまで拡大しますということなのではないでしょうか。全都道府県でするのかということがちょっとわかりませんので。

○試験センター常務理事 前回の資料で、私ども、受験者の利便性ということを考えてやるべきことのひとつとして、全都道府県と。ただ、規模の小さい県では、受験者数がどの程度かというのがまだはっきりしませんので、その会場を借りて試験を実施して、効率性とバランスとって、それが可能であれば実施していきたいと思います。一応目標は全都道府県で実施するというのを挙げていきたいと思います。

○田島優子座長 一挙にということではないと。徐々に増やして、できれば全都道府県でということをお考えなのですか。

○試験センター常務理事 今年も4県ほど増やしました。また状況を見ながら増やしていくという方向でいきたいと思います。

○田島優子座長 事務局、どうぞ。

○定塚福祉基盤課長 付言して申し上げますと、特に介護福祉士の受験については、実務経験者の方が多いので、実務をしながら受けに行く、特に前泊がついて1泊つきで行くと、何日間も同じ事業所から受けに行かなくてはいけなくて、何人もが一週に、1日だけではなくて、2日、3日と職場を離れなくてはいけない。だから、特に前泊の面について解消してほしいという要請がかなりございまして、そういった観点から、特に、まずは前泊受験者が多く発生するような都道府県から解消していただきたいということを私どもとしてはセンターさんの方に申し上げて、経費との関係もありますけれども、徐々に解消をお願いしたいと申し上げているということでございます。

○田島優子座長 恐らく受験者の方々からの強い御要望があるのかなと思いますけれども、その方向でということでしょうか。

長構成員、どうぞ。

○長構成員 非常にそれは考えなければいけないことだと思いますけれども、現状ですと、介護福祉士は28か所で23年度は行うということで、受験手数料にどのくらいプラスアルファを考えられて設定されているのかというので、もしかかなり多くというと全然違ってくる話だと思うのです。どこら辺までを想定されて、今の受験手数料の金額を設定されたのかなと、ちょっとそこが気になったのですけれども。

○田島優子座長 それによって余りに手数料が加算されるようであれば、その辺のバランスはよく考えて、試験会場を増やすべきか、手数料の高騰を抑制するべきかを考える必要があると

いう観点での御意見でしょうか。

○長構成員 そうですね。全都道府県に試験地を拡大しても、今、想定されている受験手数料でいけるといことでしたら非常にいいことだと思うのですけれども、それが入っているのでしょうかと。

○田島優子座長 試験センター、お願いします。

○試験センター常務理事 やはり受験者の利便性と、実施の効率性というのを常にバランスをとりながら考えていって、確実な試験を実施させていただくということだと思います。今、長委員が言われたのは、そのとおり、それを踏まえた上で検討していくべきだと思っております。

○佐々木福祉人材確保対策室長 ちょっと事実関係の補足であります。今日、お手元の資料で、8ページ以降に、試算ということで、積立金の縮減とその試験日の設定ということでコストを前提として置かせていただいております。この中には、全都道府県で試験地を拡大したというコスト、推計で、今回の資料にも載っていますけれども、大体1.5億円のコストが見込まれるところがございますけれども、そちらの経費がこの中に入っておりませんので、したがって、1.5億円、3試験合計でございますけれども、コストにするということであれば、またちょっと手数料の金額それ自体は変わっていくということに、事実関係としてはなりません。要は、もっと高くなるということがございます。

○田島誠一構成員 文章、今日、別に一字一句検討するつもりはありませんが、例えば例示が全都道府県とここに書いてしまったので、そこに目がいってしまうものですから、利便性を高めるといことで、もう少し案を考えていただければよろしいのではないかなと思います。たとえば極端過ぎたというか、そんな感じがします。目標はそういうことだと思いますけれども。

○内田構成員 例えばそんなに手数料が上がってしまうということになってくると、これもまた問題ですので、そこら辺はやはりちょっとバランスを見ながらということだと思います。確かに前後2日をつけた3日間で受験しているなんていう人たちもやはりいますので、それは事業所にとってはそういう人が、本当にうれしいことですけれども、例えば一挙に10人とかいう話になってくるとなかなか大変なこともありますので、なるべく近場の方がいいに決まっていますので。ですから、一気に全都道府県とか書くと、確かに、今度は手数料の方はどうなのだろうということもありますから、そこら辺はうまく表現していただければ。だから、受験地を増やしていきますよということがわかるようには書いていただけたらと。

○田島優子座長 ありがとうございます。そのように工夫して、ちょっと書きぶりを検討していただきたいと思います。そのほかの御意見はございませんでしょうか。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 別にこの文言でなくて、議事録に残しておくだけ残しておこうと思うのですが、僕は、積立金はこの考え方で全く問題ないのですが、450時間でやらなければいけないのは平成何年からでしたか。

○定塚福祉基盤課長 平成27年度の試験の受験者からですので、平成28年1月の試験を受ける方からになります。



○結城構成員 それについて、これはまた世間的な話になってしまうのですけれども、450 時間受けて、ちょっとだけ受験料が上がってしまうのは、これはいたし方ないと僕は思っておりますので、一応そういうふうに残しておこうかなと。結構そういうふうにする人もいると思うのです。450 時間、あれは有料ですね。それでまた受験料も払うのかと、このように見えてしまうことは、これはやむを得ないということをやちょっと、僕は仕方がないなと。それだけです。済みません。余計なこと。

○定塚福祉基盤課長 今の結城委員の御指摘については、450 時間分については、勿論、有料になるのですけれども、それは試験手数料とは別の話ですので、別途、介護福祉士国家試験を受けようとする方が 450 時間の研修を、研修費を払って受講しなくてはならないということになるかと思えます。

○結城構成員 おっしゃるとおりで。ただ、それも知っていたのかと見る人がいるので、それも踏まえて、一応ここで言うておきます。介護福祉士を受けようとするのは、450 時間もしなければいけないし、また受験料も払うのかと多分思うかもしれないのですけれども、それはもうそういうことで私は仕方がないと。何の議論もしないと、これ、よく見ている人がいるので。

○田島優子座長 御意見をいただいた点以外につきましては、こんな内容で特に御異論ございませんでしょうか。あるいは、抜けている点があるので追加すべきか、どんな御意見でも結構ですが。

よろしいですか。

特に追加で御意見がございましたら、まだ会議の予定時間残っておりますけれども、この辺で締めさせていただきますので、本日御議論いただきました内容を踏まえて、先ほど事務局からございましたように、報告書（案）を事務局の方で作成していただき、次回、それについて議論をさせていただきたいと思えます。そういうことでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○田島優子座長 それでは最後に、事務局から次回の日程について報告をお願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 その前に、この論点整理の関係で御意見がございましたら、1 週間以内に事務局の方までお知らせいただければと思えます。

次回第 3 回の日程でございますが、9 月ないし 10 月を予定してございます。机上に日程調整表を配付させていただいておりますので、御記入の上、そのまま机に置いていただくか、もしくは後日事務局まで御連絡いただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○田島優子座長 それでは、これで「指定試験機関手続・登録機関の改善に関する検討会」の第 2 回会議を閉会いたします。長時間にわたる熱心な御議論、ありがとうございました。